

平成 2 7 年 第 2 回 豊 頃 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 7 年 5 月 8 日 (金曜日)

◎議事日程

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1 号	議長の選挙
追加日程第 1		会期の決定
追加日程第 2	選挙第 2 号	副議長の選挙
追加日程第 3		議席の指定
追加日程第 4		常任委員の選任
追加日程第 5		議会運営委員の選任
追加日程第 6	選挙第 3 号	東十勝消防事務組合議会議員の選挙
追加日程第 7	選挙第 4 号	とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙
追加日程第 8	選挙第 5 号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
追加日程第 9	選挙第 6 号	十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
追加日程第 10	同意案第 2 号	豊頃町監査委員の選任
追加日程第 11	承認第 4 号	専決処分の承認 (平成 2 6 年度豊頃町一般会計補正予算(第 1 3 号))
追加日程第 12	承認第 5 号	専決処分の承認 (平成 2 7 年度豊頃町一般会計補正予算(第 1 号))
追加日程代 1 3	承認第 6 号	専決処分の承認 (平成 2 7 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算 (第 1 号))
追加日程第 1 4	承認第 7 号	専決処分の承認 (豊頃町税条例の一部改正)
追加日程第 1 5	議案第 3 5 号	豊頃町税条例の一部改正
追加日程第 1 6	議案第 3 6 号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
追加日程第 1 7	議案第 3 7 号	豊頃町介護保険条例の一部改正
追加日程第 1 8	議案第 3 8 号	物品の取得
追加日程第 1 9		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出 (議会運営委員会)

◎出席議員 (9名)

1 番 中 村 純 也 君	2 番 小 笠 原 茂 人 君
3 番 坂 口 尚 示 君	4 番 相 澤 昌 幸 君
5 番 岩 井 明 君	6 番 菅 谷 誠 君
7 番 大 崎 英 樹 君	8 番 大 谷 友 則 君
9 番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮	口	孝	君
副町	長	石	田	貢	君
農業委員会	会長	竹	下	昌	徳君
代表監査委員		山	口	浩	司君
教	育	菅	原	裕	一君
総務課	長	和	田	宏	樹君
企画課	長	柄	崎	明	久君
住民課	長	矢	野	利	治君
福祉課	長	岩	城	光	洋君
子育て支援所	長	瀬	尾	光	男君
産業課	長	山	本	芳	博君
施設課	長	渡	部	邦	生君
会計管理者		佐	藤	孝	夫君
教育委員会	教育課長	富	田	秀	樹君
農業委員会	事務局長	高	倉		明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	高	井	伸	夫君
庶務係	長	木	村	ひとみ	君

◎ 臨時議長の紹介

- 高井事務局長 事務局長の高井です。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日まで出席の議員の中で最年長は 菅谷 誠 議員です。菅谷議員は議長席にお座りください。

◎ 臨時議長挨拶

- 菅谷臨時議長 ただいま紹介されました 菅谷 誠 です。地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまで、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

◎ 開会宣告

- 菅谷臨時議長 ただいまから、平成27年第2回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 菅谷臨時議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 仮議席の指定

- 菅谷臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

◎ 会議録署名議員の指名

- 菅谷臨時議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番中村 純也 議員及び2番小笠原 茂人 議員を指名します。

◎ 選挙第1号

- 菅谷臨時議長 日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

- 菅谷臨時議長 ただいまの出席議員数は、9人です。

- 菅谷臨時議長 次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、中村 純也 議員及び小笠原 茂人 議員を指名します。

●菅谷臨時議長 投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

●菅谷臨時議長 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

(なし)

●菅谷臨時議長 配付もれなしと認めます。

●菅谷臨時議長 投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

●菅谷臨時議長 異状なしと認めます。

●菅谷臨時議長 ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票願います。

●菅谷臨時議長 点呼を命じます。

●高井事務局長 議席番号

1番 中村 純也 議員 2番 小笠原茂人 議員

3番 坂口 尚示 議員 4番 相澤 昌幸 議員

5番 岩井 明 議員 6番 藤田 博規 議員

7番 菅谷 誠 議員 8番 大崎 英樹 議員

9番 大谷 友則 議員

●菅谷臨時議長 投票もれは、ありませんか。

(なし)

●菅谷臨時議長 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

●菅谷臨時議長 これから開票を行います。

中村 純也 議員及び小笠原 茂人 議員は、開票の立ち会いを、お願いします。

(中村純也議員及び小笠原茂人議員が、開票の立会を行う。)

(開 票)

●菅谷臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9票、

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

・有効投票 9票

・無効投票は、無しです。

有効投票のうち

藤田博規 議員 6 票

大崎英樹 議員 1 票

大谷友則 議員 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、藤田 博規 議員が、議長に当選されました。

- 菅谷臨時議長 議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口の開錠)

◎ 当選の告知

- 菅谷臨時議長 ただいま議長に当選されました藤田 博規 議員が、議場におられます。

会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

- 菅谷臨時議長 議長に当選されました藤田 博規 議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

◎ 議長当選の承諾及び就任のあいさつ

- 藤田議員 お許しをいただきました。一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、栄誉ある豊頃町議会議長にご選任を賜り心から感謝を申し上げます。

私自身、限りなく光栄に存ずるとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

これからの豊頃町の発展と、3, 200 名余の町民のより良い生活の実現のため、誠心誠意、円滑なる議会運営に努めるとともに、議会の更なる活性化や議会機能の向上に全力を傾注してまいる所存でございます。また、厳しい財政状況でございますが、地域経済の活性化、少子高齢化への対応、子育て支援、地方創生の課題に適切かつ弾力的に対応することが求められております。本町におきましては、活力と魅力にあふれる、安全で住み良いまちづくりを進めていくことが、町民の皆様の一致した願いであるとの認識に立ち、その付託に答えるべき皆様と共に頑張ってまいる所存でございます。どうぞ今後とも、議員皆様の温かいご支援、並びにご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。有り難うございました。

- 菅谷臨時議長 これで臨時議長の職務は、すべて終了しました。ご協力ありがとうございました。藤田議長、議長席にお着き願います。

- 菅谷臨時議長 暫時、休憩します。

(臨時議長は自席に戻り、議長は議長席に着席)

午前 10 時 22 分休憩

午前 10 時 24 分再開

◎ 会期の決定

- 藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
追加日程第1 会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 選挙第2号

- 藤田議長 追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。
(議場閉鎖)
- 藤田議長 ただいまの出席議員数は、9人です。
- 藤田議長 次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、中村 純也 議員及び小笠原 茂人 議員を指名します。
- 藤田議長 投票用紙を配ります。
(投票用紙の配付)
- 藤田議長 投票用紙の配付もれは、ありませんか。
(なし)
- 藤田議長 配付もれなしと認めます。
- 藤田議長 投票箱を点検します。
(投票箱の点検)
- 藤田議長 異状なしと認めます。
- 藤田議長 ただいまから投票を行います。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票願います。
- 藤田議長 点呼を命じます。
- 高井事務局長
 - 1番 中村 純也 議員 2番 小笠原茂人 議員
 - 3番 坂口 尚示 議員 4番 相澤 昌幸 議員
 - 5番 岩井 明 議員 6番 藤田 博規 議員
 - 7番 菅谷 誠 議員 8番 大崎 英樹 議員

9番 大谷友則 議員

以上です。

●藤田議長 投票もれは、ありませんか。

(なし)

●藤田議長 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

●藤田議長 これから開票を行います。

中村 純也 議員及び小笠原 茂人 議員は、開票の立ち会いを、お願いします。

(中村純也議員及び小笠原茂人議員が、開票の立会を行う。)

(開 票)

●藤田議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9票、

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

- ・有効投票 9票
- ・無効投票は、無しです。

有効投票のうち

相澤昌幸 議員 1票

菅谷誠 議員 2票

大崎英樹 議員 1票

大谷友則 議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、大谷 友則 議員が、副議長に当選されました。

●藤田議長 議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口の開錠)

◎ 当選の告知

●藤田議長 ただいま副議長に当選されました大谷 友則 議員が、議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

●藤田議長 副議長に当選されました大谷 友則 議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

◎ 副議長当選の承諾及び就任のあいさつ

●大谷議員 この度、皆様の推挙により副議長の重責につくことになりましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議会でありますから、いかに議論百出しようとも議していかなければならないというふうに思っております。不議会になってはいけません。その中心は、豊頃町民を基本において、行政側、議会議員の皆様に議論して頂きたいというふうに思います。その上で、議長を助けて議会運営に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 町長のあいさつ

●藤田議長 ただいま町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

●宮口町長 議長のお許しを頂きましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。この度、豊頃町議会議員の選挙におきましては、大変厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、見事当選の栄に浴されました議員各位に、心からお慶びを申し上げます。

また、ただいまは、議長に藤田氏が、副議長に大谷氏が就任され、新しい体制のもとで議会活動がスタートされるわけであります。各議員におかれましては、自らの信念のもと、豊富な経験をもち知識をもって、協働のまちづくりのためにご示唆いただければ幸いです。今、地方自治体は国から地方創生総合戦略を求められており、その作業に取り組んでいるところでありますが、これは、雇用の促進や人口増など仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む、そして町に活力を取り戻すことであります。どれを取りましても、我が町にとってはきわめて厳しく、高いハードルであります。しかし、将来のまちづくりのために議会と行政がお互いに切磋琢磨することが大切であり、協力が不可欠であります。これからも皆様方のお力添えをいただきたいと思います。

結びになりますが、議員各位の更なるご活躍を念じ申し上げ、ご挨拶といたします。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 11時まで休憩をいたします。

午前10時41分休憩

午前11時00分再開

◎ 議席の指定

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

●藤田議長 追加日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配りました議席表のとおり、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

- 高井事務局長 豊頃町議会議規則第4条第1項の規定により、次のとおり議席を指定します。

議席番号

1番 中村純也議員 2番 小笠原茂人議員
3番 坂口尚示議員 4番 相澤昌幸議員
5番 岩井明議員 6番 菅谷誠議員
7番 大崎英樹議員 8番 大谷友則議員
9番 藤田博規議員

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しましたとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定しました議席にお着き願います。

- 藤田議長 しばらく休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時30分再開

◎ 常任委員の選任

- 藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 藤田議長 追加日程第4 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおりです。

・総務文教常任委員に 藤田博規議員、大谷友則議員、大崎英樹議員、岩井明議員、小笠原茂人議員、中村純也議員、

・産業厚生常任委員に 藤田博規議員、菅谷誠議員、岩井明議員、相澤昌幸議員、坂口尚示議員、小笠原茂人議員、

以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり常任委員に選任することに決定しました。

- 藤田議長 議事の都合により、副議長と交替します。

- 藤田議長 暫時、休憩します。

(休憩中に議長は9番議席に着席、議長席に副議長が着席)

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

◎ 議長の常任委員辞任

- 大谷副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

「議長の常任委員辞任について」を議題とします。

議長は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(藤田議長退場)

総務文教常任委員及び産業厚生常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることを考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員及び産業厚生常任委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。

議長からの申し出のとおり、常任委員の辞任について許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 大谷副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員及び産業厚生常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

- 大谷副議長 議長の常任委員辞任の件が終了しましたので、議長と交替します。

- 大谷副議長 暫時、休憩します。

(休憩中に副議長は自席に戻り、議長が入場し議長席に着席)

午前 11時34分休憩

午前 11時35分再開

- 藤田議長 午後1時まで休憩いたします。

午前 11時35分休憩

午後 1時00分再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。午後1時15分まで、暫時休憩いたします。

午後 1時00分休憩

午後 1時05分再開

◎ 常任委員長の互選

- 藤田議長 15分まで休憩といたしましたけれども、資料が整いましたので再開したいと思います。諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告いたします。

・総務文教常任委員会の

委員長に中村 純也 議員、副委員長に小笠原 茂人 議員

・産業厚生常任委員会の

委員長に相澤 昌幸 議員、副委員長に坂口 尚示 議員

以上のように互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。暫時休憩いたします。

午後 1時06分休憩

午後 1時08分再開

◎ 議会運営委員の選任

●藤田議長 追加日程第5 「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りま
した名簿のとおり、

大崎 英樹 議員、菅谷 誠 議員、相澤 昌幸 議員、中村 純也 議員

以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

◎ 議会運営委員長の互選

●藤田議長 暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会では委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

午後 1時09分休憩

午後 1時40分再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、
議長の手元にまいりましたので、報告します。

議会運営委員会の委員長に大崎 英樹 議員、副委員長に菅谷 誠 議員、以上のとおり互選され
た旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 選挙第3号～選挙第6号

●藤田議長 追加日程第6選挙第3号「東十勝消防事務組合議会議員の選挙」について
追加日程第7選挙第4号「とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙」について
追加日程第8選挙第5号「十勝圏複合事務組合議会議員の選挙」について及び追加日程第9選挙第6「十勝環境複合事務組合議会議員の選挙」についてを、一括議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

●藤田議長 お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

●藤田議長 暫時、休憩します。

午後 1時42分休憩

午後 1時45分再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6選挙第3号「東十勝消防事務組合議会議員」に、私、議長の藤田 博規と坂口 尚示議員及び中村 純也 議員を、

追加日程第7選挙第4号「とちろ広域消防事務組合議会議員」に、私、議長の藤田 博規を、
追加日程第8選挙第5号「十勝圏複合事務組合議会議員」に、私、議長の藤田 博規を及び、
追加日程第9選挙第6号「十勝環境複合事務組合議会議員」に、私、議長の藤田 博規を、
それぞれ指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました皆さんを、それぞれの一部事務組合議会の議員の当選人と決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名しました皆さんを、それぞれの一部事務組合議会の議員の当選人とすることに決定しました。

◎ 当選の告知

●藤田議長 ただいま「東十勝消防事務組合議会議員」、「とちろ広域消防事務組合議会議員」、「十勝圏複合事務組合議会議員」及び「十勝環境複合事務組合議会議員」に、それぞれ当選された議員の方々が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎ 同意案第2号

●藤田議長 追加日程第10 同意案第2号「豊頃町監査委員の選任」についてを議題とします。

●藤田議長 小笠原 茂人 議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(小笠原 議員 退場)

●藤田議長 本件について提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号 豊頃町監査委員の選任について、ご説明申しあげます。次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。氏名は小笠原茂人氏です。住所は豊頃町北栄341番地1地先。以上でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 お諮りします。

本件は、人事案件につき、質疑及び討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、質疑及び討論を省略することに決定しました。

●藤田議長 これから同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

●藤田議長 暫時、休憩します。

(小笠原 議員 議席に着席)

午後 1時49分休憩

午後 1時50分再開

◎ 承認第4号

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

●藤田議長 追加日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月30日、平成26年度豊頃町一般会計補正予算第13号を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が概ね確定したため補正するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,157万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億794万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明します。

8ページ、歳入から説明します。

2款 地方譲与税において、1項 自動車重量譲与税から71万3,000円、2項 地方揮発油譲与税から132万3,000円を、それぞれ減額。

3款 利子割交付金に25万円を追加。

4款 配当割交付金に119万円を追加。

5款 株式等譲渡所得割交付金に86万5,000円を追加。

6款 地方消費税交付金に772万2,000円を追加。

7款 自動車取得税交付金に428万円を追加。

8款 地方特例交付金に11万5,000円を追加。

9款 地方交付税に9,688万1,000円を追加。

10款 交通安全対策特別交付金から8万8,000円を減額。

11款 分担金及び負担金から1,760万9,000円を減額。

次に12ページ、歳出を説明いたします。

2款 総務費 1項 総務管理費において、職員人件費の精査及び財政調整基金など基金積立金を追加するなど、あわせて1億1,000万円を追加。

5款 農林水産業費 1項 農業費において、道営事業費にかかる負担金補助及び交付金から、1,843万円を減額するものであります。

以上でありますので、ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから承認第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第5号

●藤田議長 追加日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年4月1日、平成27年度豊頃町一般会計補正予算第1号を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は、豊頃医院の臨時診療にかかる医療施設特別会計への繰出金を補正するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ669万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億4,275万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明します。

10ページ、歳出から説明いたします。

4款 衛生費 1項 保健衛生費において、医療施設事業費繰出金として669万8,000円を追加するものであります。

次に8ページ、歳入について説明いたします。

9款 地方交付税に、普通交付税669万8,000円を追加するものであります。

以上でありますので、ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから承認第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第6号

●藤田議長 追加日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 承認第6号 本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年4月1日、平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算第1号を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は、本年4月の町立豊頃医院臨時診療に要する経費を補正したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ669万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,174万2,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

22ページをお開き願います。

歳出について、1款 医院費、1項 医院費、1目 医院管理費に院長住宅修繕料、医院備品購入費など88万円を追加。2目 医院運営費に管理医師報酬をはじめ、臨時医師、看護師の賃金や診療委託料など、臨時診療に要する経費として581万9,000円を追加したものであります。

次に20ページ、歳入について、2款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金に、医院管理費及び運営費の669万8,000円を追加。

4款 諸収入 2項 雑入に1,000円を追加したものであります。

以上でありますので、よろしくご承認くださるよう、お願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、大崎英樹議員。

●大崎議員 ただいま説明いただきましたが、669万8,000円ということについての金額の、内容については理解しました。しかし、当町における町立病院のスタッフの交代とか、あるいは医師の個人的な理由でしょうけれども、いろいろと、離町されたその後の対応、対策。

現状は今、町立病院というのはどのように安定しているのかというところの、経過報告と現状について説明いただけますか。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 5月1日から、豊頃町立豊頃医院の院長につきましては、先の議会にも報告いたしましたが、釧路市音別診療所の菌院長が赴任されまして、5月1日から診療を開始してございます。それまで、八重柏院長のもと働いておりました従業員の方々も、事務長、技師長以下、以外の看護師、事務職員については引き続き、現菌院長の経営のもとで仕事に従事してございます。

医院の運営の部分につきましては、八重柏院長が4月の休診分においても患者様のことを考えて、薬、投薬の部分を長期間出したことから、今までどおりの患者数とはいきませんが、少しずつ診療の患者数も元通りになっていくという状況に、今、現状にあると思います。以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 自らの関係では、前回から今回新しく診療される先生の代わり際というんですかね、そのものについては、若干の変化はあるだろうというふうには思っておりましたが、患者、従来の診療に係っていた患者そのものの意見では、非常にあの、前ドクターの専門的な部門から今回の、新しく着任された先生との専門的なところというのが、あまりこう表に出ていない、その件についてももう少し触れる範囲であれば説明をいただきたいのが一つ、それから、先ほども総務課長からもあったんですが、医療スタッフの、多分ドクター中心の住宅だと思うんですが、どの程度の改修というんですか、手直しというのか、まあ業者が入っているのはちょっと外から見かけたものですから、その内容がちょっと、説明できれば説明をお願いしたいと思います。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 前段ご質問ありました院長の専門的な分野につきましては、従前の八重柏院長が呼吸器内科の先生だということは聞いておりました。今回の菌先生につきましては、平成5年からですね研修医として平成10年まで勤められまして、その後いくつかの病院においてですね、内科をはじめ、総合内科、診療内科や産婦人科等で研鑽を積んでおられる先生と伺ってございます。ということで、内科全般ということでよろしいのではないかと思います。

あと、後段の部分のご質問の住宅の改修部分につきましては、一部畳の表替え、和室のですね、表替え、あと一階部分のカーテンの取付け、あとは美装をやってございます。以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 この件については、最後の質問にさせていただきますが、聞くところによりますと、前院長の人柄といたしますか、能力は別にして、腕も別にして、人柄とですね本町の担当されてい

た、あるいはいる、過去と現在含めてお聞きしますが、日頃からのそういう、医療並びに行政との係わりの中で、断絶的なところがあつたのではないかという話を確認しています。それはやはり、本町唯一の医療機関でありますから、その辺についての行政側とそれから、医療に携わるスタッフのコミュニケーションといたしましうか、そういうものがどの程度、サイクルとしての業務打合せというか、あるいは行政と町立病院スタッフと責任者との係わりが、今後どのように考えられるのかというところを、もしお考えがあれば町理事者、町長にお聞きしたいと思つてます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。今までの先生は、長きにわたり大変町民の健康を気にして頑張つておられました。しかし、今まで議会で一般質問でも先生の問題について取上げられた例がございまして、町民によっては大変良い先生、また町民によっては中々思うように聞いてくれないというお話があります。それから、私も副町長と共に先生とは対応しておりましたけども、ご承知のとおり、昨年12月19日、突然こういう事情で辞めたいという形が申し込まれまして、私は予算の関係でお見えになつたのかなと思つたら、自分の都合で、こういう事ですよと、私はそのときに、あくまでも本人の生活の問題もありますし、人生の問題もありますから、辞められる方については仕方がないだろうと。非常に、職員に対しても不信感というか、私も指摘されました。しかし、私、職員に対して庇う訳ではありませんけども、中々お医者さんは私共と違って、一段二段上から物を見る、考える形に職員に対応しておりまして、職員も中々それにはついていけない部分もあり、また、個人的な私的な用事等についても先生の思うようには中々いかないのが現状でございまして、したがひまして、今まで先生と職員の間には、今、大崎議員さんが指摘されるようなことがあつたのは事実であります。今後は、今度来られた先生については、そういうことの無い様に、少なくとも月に一、二度はやはり、病院の先生とコミュニケーションをしていきたいなというふうに思つております。今までは、保健師共につきましても非常に距離感があつたのは事実でございまして、なんと申しても、医者と行政が仲が悪いところは町民に迷惑を掛けるわけですから、そういうことの無いように今後努力していきたいというふうに思つております。以上です。

●藤田議長 質疑はありませんか。

●藤田議長 8番大谷友則議員。

●大谷議員 8番大谷です。歳出の2目の医院運営費の中にですね、25ページですけども、赴任医師着任準備補助金というものが、30万予算をみておりますが、どのような内容のものなのかご説明願いたいと思ひます。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 答弁させていただきます。30万円の分につきましては、引越し費用、赴任準備費用、あとは十勝医師会の入会金等になってございまして。以上です。

●藤田議長 8番大谷議員。

●大谷議員 はやく言えば、引越し費用ということですね。はい、分かりました。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから承認第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第7号

●藤田議長 追加日程第14 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、議案説明書第3号により、ご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、軽自動車税の税率に関する改正について、本町においても直ちにこれと同様の措置を講ずる必要があるため、豊頃町税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

専決処分の内容ですが、関係条項については平成26年度改正条例の附則第1条及び第4条の改正であります。改正項目は、軽自動車税の税率に関するものであります。改正内容としては平成27年度以後の年度分の軽自動車税に適用する原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率の引上げについて、適用開示時期を1年延期し、平成28年度分以後の年度分から適用するものであります。施行時期につきましては、平成27年3月31日でありますので、よろしくご承認くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから承認第7号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第35号

●藤田議長 追加日程第15 議案第35号 豊頃町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第35号 豊頃町税条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本改正案につきましても、議案説明書の第1号です。ご説明いたします。

はじめに、改正の趣旨であります。本案につきましては平成27年度税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組み及び経済再生と財政健全化の両立の観点から、地方税の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本町の税条例等の一部改正を行うものであります。

次に、主な改正内容についてご説明申し上げます。第31条の改正は、法人町民税の均等割の税率についてであります。改正内容は、税率適用区分の基準である資本金等の額について、その額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合計額とする措置等を講じたものであります。

次に、第48条、第50条、第57条及び第59条の改正につきましては、法人税法等の改正に伴い、引用条項及び文言を整理したものであります。

附則第7条の3の2の改正ですが、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関するものであります。改正内容は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除であります）について、その対象期間を平成31年6月30日まで1年6か月延長するものであります。

附則第9条及び附則第9条の2の改正であります。個人の町民税の寄付金税額控除に係る申告の特例であります。改正内容としては、市町村に対する寄付金、いわゆるふるさと納税に係る

個人の町民税の寄付金控除について次の措置を講じたものであります。1点目は、個人の住民税から控除する特別控除額についての上限を、町民税の所得割額の1割の額から2割の額に拡充したものであります。2点目としては、寄付金税額控除の適用を受けようとする場合、確定申告を必要とする現在の申告手続きについて、申告手続きの簡素化の観点から、確定申告をすることなく寄付金税額控除が受けられる特例を創設するものであります。

次に、附則第10条の2の改正であります。まず、固定資産税の課税標準額の特例に関するものであります。改正内容としては、管理協定が締結された津波避難施設に係る固定資産の課税標準額について、その価格を2分の1とするものであります。

次に、固定資産税の減額に関するものであります。改正内容としては、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税について、その税額を最初の5年間に限り3分の2とするものであります。

附則第11条から13条及び附則第15条の改正は、土地に対して課する固定資産税の特例に関するものであります。改正内容としては、平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置を3年間延長し、その期間を平成27年度から平成29年度までとしたものであります。

附則第11条の2の改正につきましては、土地の価格の特例に関するものであります。改正内容は、土地の価格の据置年度である平成28年度又は平成29年度において、価格の下落傾向が顕著な場合は、価格の修正を行うことができることとしたものであります。

附則第16条の改正であります。軽自動車税の税率の特例に関するものであります。改正内容は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定、新車登録ですが、これを受けた一定の環境性能を有する三輪以上の次の軽自動車について、平成28年度に限り、その燃費性能に応じて税率を引き下げるものであります。電気自動車等については、税率の概ね4分の3を軽減、平成32年度燃費基準にプラス20パーセント以上達成した軽自動車につきましては、税率の概ね2分の1を軽減、平成32年度燃費基準達成車につきましては、税率の概ね4分の1、軽減するものであります。

以上申し上げました、改正案の施行期日はいずれも公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。なお、附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条には町民税に関する経過措置を、第3条には固定資産税に関する経過措置を、第4条には軽自動車税に関する経過措置を規定しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●藤田議長 7番大崎英樹議員。

●大崎議員 少し政策的なことになると思いますので、町理事者の考え方並びに、具体的には担当課長でも結構なんですが、この町税の条例改正についてですね、少なくともいろいろな項目が説明されました。特に注目するのがですね、これからですね、町長も日頃お話してますが、町並みの未利用あるいは未活用の建物、あるいは空地、これらについてですね特例というのがちょっとここに、触ってきています。で、これがですね生きていけば、本町におけるはるにれ通りの、非常にあの、堅剛な建物やあるいは数年も空き地状態になっているところの状況というのは、特例という文言からいくと、少し考えられる余地があるのかなというふうに考えます。それは何故かというとはですね、本町のメインストリートについての空き建物や空き地というものに対する、現状の固定資産税というのがですね、非常に高額になっているように、私は理解しています。少なくとも、年間一、二の目立つ建物の参考的な、私の調査認識では年間50万近いんですね。これらについてですね、町を活性化しようという前提であれば、これらについての町税の条例の特例というものに、前向きにこう、政策的に考えられないかということですね、解決の一つとして、町を活性化する、元気付ける、賑わいを持たせるという意味合いからだと、それらのことも生きてはこないかということを感じます。従って今後についての、これは大きな取組みだと思しますので、その辺はやはり町理事者の考えのほうで、この条例に併せて、お考えをいただければ参考になるのではないかなと、こう思いますのでお願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今ご説明申し上げました条例についてはまあ、全国共通の法律に基づくものであります。我が町の土地、家屋等につきましては、それぞれ私のほうでまた、要綱なり条例等である程度整備しております。ただあの、個人の財産に係わるものですから、大変厳しいものがあります。今、取壊しの場合についてはそれぞれ助成をしておりますが、ただあの、空き地、空き家につきましては、非常にその先ほど申し上げましたとおり、個人の許可無しに勝手にやるわけにはいかないわけでありまして、特に大崎議員もご存知のとおり、空き地になっていけば非常にその税金のほうも減税ありませんので、空き家で空き地の場合と、空き地だけになると土地のほうが上がってくるというか、高いのはお分かりのことだと思います。ただあの、メインストリートの中で、以前店舗であったり、建物等がまだありますけども、非常に税金が高い。年間何十万もかかるのが現状でございます。できればですね、今後そういった町づくりの中で、もう一度十分検討しながら、何とかその、活用できるものは活用するし、減税対策できるものは減税対策をしていきたいというふうに考えておりますけども、今の段階では国の法律がございまして、町村勝手に減額措置することはなかなか厳しい。特例を設けてやることも可能ではないかと思っておりますけども、なかなかそういった基準を設けることが非常に難しくなる、それで今後はですね私もやはり、地域の活性化のために内部で十分その、活性化のために活用出来るか出来ないかを検討しながら、前向きに進めていきたいと思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 ありがとうございます。実は、これは行政というのはなかなか、その壁を越えるという作業が時間がかかるというのは、私も認識していますが、実例をちょっと、もうすでにニュースは入っていると思いますが、実は道央の室蘭の町の市長と会う機会があって、ちょっと知り合いだったという。その中で独自税制対策、これを出してですね、今本町における空き建物の内容と大体匹敵している、構造体で言うとエスアールシー、鉄骨鉄筋コンクリート、この建物でした。これをですね、首長の権限で段階的にやりましたよというところがあったんですね。そんなところも参考にされて、是非とも前向きにちょっとご検討を、時間はかかると思いますがその辺のですね、期待をしておりますので是非とも宮口町長にその辺のですね、考え方を少しか前向きに、先程の答弁の中でありましたので期待をしていきたいと考えております。そんなところでですね、本町においては特定の建物しかないとは私は認識していますので、あとはもう、木造が多いということもあってですね、出来ればそんなところを抽出的にターゲットを絞った考え方でですね、町並み整備あるいは、活性化、元気付け、将来については明かりの灯ったというようなところのですね、考え方もしていただければと思いますが、再度その辺の意思をお示しいただければなと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私も大変こう、市街地が非常にこう衰退というか、寂しい感じは常日頃思っております。今ご指摘のとおり、市街地はそういった空き地、店舗等が、他に利用できる、もしくは別な形でまた使用できるようなことがあればですね、積極的にそういうものを取組んでいきたいと思っております。またあの、内部で十分検討しながら前向きに検討していきたいというふうに思っております。以上です。

●藤田議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

●藤田議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第36号

●藤田議長 追加日程第16 議案第36号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第36号 豊頃町国民健康保険税条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。本改正案につきましても、議案説明書説明第2号により説明いたします。

はじめに改正に趣旨であります。本案は平成27年度税制改正において、国民健康保険制度における被保険者間の保健税負担の公平の確保及び中所得者層の保健税負担の軽減を図るため地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例等の一部改正を行うものであります。主な改正内容であります。第2条第2項から第4項及び第23条の改正につきましては、課税限度額に関するものであります。改正内容としては、保健税負担の公平を図る観点から、課税限度額をそれぞれ次のとおり改めるものであります。基礎課税額を現行の51万円から52万円に。後期高齢者支援金等課税額を現行の16万円から17万円に。介護納付金課税額を現行の14万円から16万円に、それぞれ引上げるものであります。

次に第23条第2号、同条第3号の改正につきましては、軽減判定基準に関するものであります。低所得者層の軽減対象世帯を拡充するため、基礎控除額に加算する被保険者の数に乘ずべき金額を次のとおり改めるものであります。5割軽減対象世帯については、現行24万5,000円を26万円に。2割軽減対象世帯については、現行45万円を47万円に引上げるものであります。施行につきましては公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

なお、附則として第1条には施行期日を、第2条には適用区分を規定しております。

また、本改正案は本年2月19日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日、諮問どおりに実施するよう答申されておりますことを報告させていただきます。

以上でありますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●藤田議長 5番岩井明議員。

●岩井議員 国の制度ということで、全て上げられる状況なんですけども、これは町民等に対する軽減策などの考えはおありでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 もちろん国の法律に基づくものなんですけども、やはり今、国民の総医療費が非常に伸びておりますから、当然、こういった形で上げなければ会計がうまく成り立たない。特に国保の場合につきまして

は、今、北海道を町村を一つにして、北海道で全町村を網羅して税を決定しようというような考えを持っておりますけども、私も国保の関係で道のほうの役をやっておりますが、ただ、あくまでも町村の実績に応じた課税の仕方が道でまとめてあるという形なものですから、私の町でなるべく病院に掛からなければ医療はまあ安く、限度が、国の法律があっても当然本人負担が軽くなる、ただ、今の状況ですと非常にこう、病院に掛かる方が多いのでどうしても町単独で軽減措置をすると、それだけ税負担から、皆さんの税金からそちらのほうへ移行しなければならない。ただ、問題なのは私どもは社会保険、国保の方、いろんな方がありまして、町全体の財政からもっていくと、社会保険の方は国民健康保険のほうにも我々の税金が行くし、自分達の保険も自分で払う様な形です。二重払いという形も、まあ岩井さんはたいへん詳しいかと思えますけど、そういうことでたいへん国保に対する税金というのは、私もたいへん負担が掛かっているのは事実です。たいへん病院に掛かれれば掛かるほど負担ですし、それだけまた、当然お年寄りには年金も厳しい状況になっているからたいへん苦慮してはいますが、町の今の段階では、国の法律に基づく、ただ国の法律に基づきますけど、皆さん方が健康で病院に掛からなければ国保税は上がらない、というような形になりますので、よろしくご理解のほうお願いいたします。

●藤田議長 岩井議員。

●岩井議員 町から、それから道や県に移管されていることは私も承知しているんですけども、それで町民一人一人が健康条件ですね、気を付けていかなければならないというのは社会福祉協議会等などで、色々相談しながらやっているところがございますけども、ただ貧富の差というのは結構豊頃でもわりとでているわけですから、それをしっかりと見据えてですねより良い方向へしていただきたいということだけは申し上げておきたいと思えます。以上です。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今言われたとおり、私ども町民の健康に十分気をつけながら、本人というか、医療負担が掛からないように努力していきたいと思っております。

●藤田議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

●藤田議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第37号

●藤田議長 追加日程第17 議案第37号 豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第37号 豊頃町介護保険条例の一部改正について、提案の理由をご説明いたします。

介護保険法施行例及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令並びに、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令がこの度、公布、施行されたことにより、豊頃町介護保険条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、低所得高齢者の介護保険料負担軽減策として、第1段階の保険料率について本年4月から、公費が投入されることに伴う本町条例の一部変更でございます。では、本則の改正であります。保険料率を定める第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第2項として所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定に係わらず、2万6,700円とする。と、規定するものであります。

なお、附則として本改正条例を、公布の日から施行し、平成27年度分の介護保険料から適用するものと規定いたします。以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第38号

- 藤田議長 追加日程第18 議案第38号 物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

- 渡部施設課長 議案第38号 物品の取得について、ご説明いたします。

次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を上回っていることから、議会の議決を求めるものであります。

取得する物品名及び数量は、スクールバス（乗車定員29名）1台。

取得の目的、スクールバスの更新。

契約の金額、648万円。内消費税相当額48万円。

契約の方法、指名競争入札。4月27日に執行しております。

契約の相手方、帯広市西19条北1丁目1番10号。

三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店 支店長 比留間 功。

納入期限、平成27年8月17日です。以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 藤田議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

- 藤田議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会中の所掌事務調査の申し出を日程に追加する件

●藤田議長 お諮りします。

さきほど、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、「閉会中の所掌事務調査の申し出」がありました。

これを日程に追加し、追加日程第19号として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出」の件を日程に追加し、追加日程第19号として議題とすることに決定しました。

◎ 閉会中の所掌事務調査の申し出の件

●藤田議長 追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

●藤田議長 お諮りします。

本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成27年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後 2時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員